

株 主 各 位

大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号
株式会社スシログローバルホールディングス
代表取締役社長 水 留 浩 一

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2018年12月19日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

①日 時	2018年12月20日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
②場 所	大阪市北区梅田二丁目5番25号 ハービスOSAKA地下2階 ハービスHALL （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
③目 的 事 項	報告事項 1. 第4期（2017年10月1日から2018年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第4期（2017年10月1日から2018年9月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
④議決権行使等についてのご案内	2頁から3頁までに記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。
⑤インターネット開示に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結計算書類の連結注記表並びに計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、以下に記載の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

本株主総会における決議結果につきましては、本株主総会終了後、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（<https://www.sushiroglobalholdings.com>）

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2018年12月20日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 大阪市北区梅田二丁目5番25号
ハービスOSAKA地下2階 ハービスHALL
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2018年12月19日（水曜日）午後5時到着分まで

※各議案につきまして、賛否の表示がない場合は、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

【第1号議案】

- 賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- 否認する場合 → “否”を○で囲んでください。

【第2号議案及び第3号議案】

- すべての候補者に賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- すべての候補者を否認する場合 → “否”を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合 → “賛”を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

インターネット等で議決権を行使される場合

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインしていただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）



行使期限 2018年12月19日（水曜日）午後5時まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 「パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）」は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時には新たに発行いたします。
- ③ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使の際の注意点

- ① インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネット等によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ③ インターネット等による議決権行使は、2018年12月19日（水曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記フリーダイヤルへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- ② 議決権行使サイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用フリーダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 （受付時間 9:00～21:00）
- (2) その他のご照会は、お取引の証券会社等あてにお問い合わせください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 85円 配当総額 2,466,056,890円
剰余金の配当が効力を生じる日	2018年12月21日（金曜日）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績並びにこれまでの経歴等を評価し、当社の取締役として適任と判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位、担当	属 性
1	水 留 浩 一	代表取締役社長	再 任
2	木 下 嘉 人	取締役常務執行役員 総務・人事・品質管理管掌	再 任
3	堀 江 陽	取締役執行役員 仕入・商品企画管掌	再 任
4	新 居 耕 平	取締役執行役員	再 任
5	藤 尾 益 雄	取締役	再 任
6	安 島 一 史	—	新 任
7	松 本 晃	社外取締役	再 任 社 外 独 立
8	近 藤 章	—	新 任 社 外 独 立

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	みず とめ こう いち 水 留 浩 一 (1968年1月26日生) 再 任	<p>1991年4月 株式会社電通入社</p> <p>1996年2月 アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア株式会社) 入社</p> <p>2000年4月 株式会社ローランド・ベルガー(日本法人) 入社</p> <p>2005年1月 同社代表取締役</p> <p>2009年10月 株式会社企業再生支援機構(現株式会社地域経済活性化支援機構) 常務取締役</p> <p>2010年1月 日本航空株式会社管財人代理</p> <p>2010年12月 同社取締役副社長</p> <p>2012年7月 株式会社ワールド常務執行役員</p> <p>2013年6月 同社取締役専務執行役員</p> <p>2015年1月 株式会社あきんどスシロー顧問</p> <p>2015年2月 同社代表取締役社長(現任)</p> <p>2015年3月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>2015年6月 Sushiro USA LLC Manager</p> <p>2015年9月 Sushiro Korea, Inc.理事(現任)</p> <p>2015年10月 株式会社スシロークリエイティブダイニング代表取締役(現任)</p> <p>2016年5月 Sushiro U.S. Holdings Inc. Director</p> <p>2017年8月 Sushiro Taiwan Co., Ltd.董事(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社あきんどスシロー代表取締役社長</p> <p>Sushiro Korea, Inc.理事</p> <p>株式会社スシロークリエイティブダイニング代表取締役社長</p> <p>Sushiro Taiwan Co., Ltd.董事</p>	30,411株
	取締役候補者とした理由	2015年の当社取締役就任以来、グローバル・コンサルティングファームにおいて幅広い投資事業に携わることにより培われた豊富な知識、経験や高い見識等を活かして、当社の代表取締役社長として、当社グループの国内外事業の発展に尽力していると判断し、引き続き、取締役候補者となりました。	

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	きの 木 した よし 嘉 ひと 人 (1976年3月24日生) 再任	1999年4月 株式会社あきんどスシロー入社 2006年4月 同社営業部長 2007年12月 同社取締役人事総務部長 2011年4月 同社総務部長 2015年3月 同社人事総務部長 2015年10月 同社取締役執行役員人事総務本部長 2016年1月 当社執行役員総務部担当 2017年12月 当社取締役常務執行役員総務部担当 2017年12月 株式会社あきんどスシロー取締役常務執行役員 (現任) 2018年10月 当社取締役常務執行役員総務・人事・品質管理 管掌 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社あきんどスシロー取締役常務執行役員	800株
	取締役候補者とした理由	当社子会社である株式会社あきんどスシロー入社以来、店舗での営業経験を積んだ後、人事部及び総務部の部長職を長期にわたって務めており、当社グループの店舗における営業活動について精通しているとともに、人事、総務分野における豊富な業務への見識も有していることから、引き続き、取締役候補者となりました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
3	ほり え よう 堀 江 陽 (1970年3月14日生) 再 任	2000年3月 株式会社あきんどスシロー入社 2012年4月 同社仕入部長 2012年10月 同社商品部長 2015年8月 同社商品企画部長、新業態推進室長 2015年10月 株式会社スシロークリエイティブダイニング取締役(現任) 2016年10月 株式会社あきんどスシロー取締役執行役員商品本部長(現任) 2017年12月 当社取締役執行役員 2018年10月 当社取締役執行役員仕入・商品企画管掌(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社あきんどスシロー取締役執行役員商品本部長 株式会社スシロークリエイティブダイニング取締役	982株
	取締役候補者とした理由	当社子会社である株式会社あきんどスシロー入社以来、仕入部・商品部の部長を務めるなど、当社グループにおける豊富な業務経験と、海産物の仕入れにおける豊富な知識及びネットワークを有しており、さらに当社グループの新業態設立に際し、新業態推進室長、株式会社スシロークリエイティブダイニング取締役として中心的な役割を担ってきたことから、引き続き、取締役候補者となりました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
4	に い こう へい 新 居 耕 平 (1979年4月16日生) 再 任	1999年9月 株式会社あきんどスシロー入社 2009年10月 同社西日本第2担当統括課長 2010年6月 同社第一営業部統括課長 2012年10月 同社品質管理室長 2014年3月 同社第三営業部長 2016年10月 同社執行役員営業本部長 2017年12月 同社取締役執行役員営業本部長（現任） 2017年12月 当社取締役執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社あきんどスシロー取締役執行役員営業本部長	900株
	取締役候補者とした理由	当社子会社である株式会社あきんどスシロー入社以来、店舗での営業経験を積んだ後、品質管理室長、営業部長を経て、2017年から株式会社あきんどスシローの取締役執行役員営業本部長に就任するなど、当社グループの営業について実績を有し、豊富な経験と知識を有していることから、引き続き、取締役候補者としました。	

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	ふじ お みつ お 藤 尾 益 雄 (1965年6月14日生) 再任	2000年6月 株式会社神明(現株式会社神明ホールディングス) 常務取締役 2003年6月 同社専務取締役 2007年6月 同社代表取締役社長(現任) 2013年5月 カパ・クワイエットホールディングス株式会社取締役 2013年6月 元気寿司株式会社取締役 2013年11月 カパ・クワイエットホールディングス株式会社代表取締役会長兼社長 2014年5月 同社代表取締役会長 2014年6月 元気寿司株式会社取締役会長(現任) 2015年6月 株式会社ウーケ代表取締役社長 2017年3月 東果大阪株式会社取締役会長(現任) 2017年3月 株式会社神戸まるかん代表取締役会長(現任) 2017年6月 株式会社ウーケ代表取締役会長(現任) 2017年12月 当社取締役(現任) 2018年10月 株式会社神明代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社神明ホールディングス代表取締役社長 株式会社神明代表取締役社長 元気寿司株式会社取締役会長 株式会社ウーケ代表取締役会長 東果大阪株式会社取締役会長 株式会社神戸まるかん代表取締役会長	0株
	取締役候補者とした理由	株式会社神明ホールディングス及び元気寿司株式会社における長年にわたる経営者としての経験と実績を有しており、同知見を当社グループの国内外事業の発展に十分に活かしていただけだと判断し、引き続き、取締役候補者としました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
6	あ じま かつ ふみ 安 島 一 史 (1973年4月17日生) 新任	2004年 5月 株式会社カーネルコンセプト入社 2005年 4月 日本みらいキャピタル株式会社入社 2006年 6月 サンポット株式会社社外監査役 2008年 5月 株式会社ヒマラヤ経営企画室長 2017年 5月 株式会社神明(現株式会社神明ホールディングス) 経営企画室付部長 (現任)	0株
	取締役候補者とした理由	複数の事業会社及び株式会社神明ホールディングスにおける経営企画部門の長としての経営に関する豊富な経験と見識を有しており、同知見を当社グループの経営に活かしていただけると判断し、取締役候補者としました。	

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
7	まつもと あきら 松本 晃 (1947年7月20日生) 再任 社外 独立役員	1972年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1986年11月 センチュリーメディカル株式会社出向 取締役営業本部長 1993年1月 ジョンソン・エンド・ジョンソン メディカル 株式会社 (現ジョンソン・エンド・ジョンソン 株式会社) 代表取締役プレジデント エチコン エンドサージェリー事業本部長 1999年1月 同社代表取締役社長 2008年1月 同社最高顧問 2008年4月 カルビー株式会社顧問 2008年6月 同社取締役 2009年6月 同社代表取締役会長兼CEO 2014年12月 前田工織株式会社取締役 (現任) 2017年12月 当社社外取締役 (現任) 2018年5月 株式会社イー・ウーマン社外取締役 (現任) 2018年6月 カルビー株式会社シニアチェアマン (現任) 2018年6月 RIZAPグループ株式会社代表取締役COO 2018年7月 Inagora株式会社社外取締役 (現任) 2018年10月 RIZAPグループ株式会社代表取締役構造改革担当 (現任) (重要な兼職の状況) 前田工織株式会社取締役 株式会社イー・ウーマン社外取締役 カルビー株式会社シニアチェアマン RIZAPグループ株式会社代表取締役構造改革担当 Inagora株式会社社外取締役	0株
	社外取締役候補者とした理由	長年にわたる経営者としての経営実績と高い見識を有しており、また、経営の専門家としての経験・見識をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き、社外取締役候補者としました。	

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
8	<p data-bbox="246 583 470 659">こん どう あきら 近 藤 章 (1945年2月2日生)</p> <p data-bbox="254 677 462 752">新任 社外 独立役員</p>	<p data-bbox="491 201 1155 979">1967年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 1992年6月 同行取締役 1997年6月 同行常務取締役 1999年4月 大和証券SBキャピタル・マーケット株式会社 代表取締役副社長 2000年5月 ソニー株式会社執行役員専務 2004年7月 AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社副会長 2005年6月 富士火災海上保険株式会社(現AIG損害保険株式会社) 社外取締役 2009年6月 同社取締役兼代表執行役社長兼CEO 2010年6月 同社取締役兼代表執行役会長兼CEO 2011年10月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社副会長 2012年4月 株式会社国際協力銀行社外取締役 2014年6月 カルビー株式会社社外監査役 2015年6月 株式会社レーサム社外取締役 2016年6月 株式会社国際協力銀行代表取締役総裁 2018年7月 株式会社レーサム特別顧問(現任) 2018年7月 株式会社ディーカレット特別顧問(現任) 2018年11月 アルゴ・ホールディングス株式会社社外取締役(現任)</p> <p data-bbox="491 991 1010 1123">(重要な兼職の状況) 株式会社レーサム特別顧問 株式会社ディーカレット特別顧問 アルゴ・ホールディングス株式会社社外取締役</p>	0株
	社外取締役候補者とした理由	長年にわたる複数の金融会社及び事業会社における経営者としての豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、社外取締役候補者となりました。	

- (注) 1. 藤尾益雄氏は、株式会社神明ホールディングスの代表取締役社長及び元気寿司株式会社の取締役会長を兼務しており、また、安島一史氏は、株式会社神明ホールディングスの経営企画室付部長を兼務しておりますが、当社は両社との間で、2017年9月29日付で資本業務提携契約の締結を行っており、元気寿司株式会社との経営統合に向けて継続的に協議を行っております。また、藤尾益雄氏は、株式会社神戸まるかんの代表取締役会長を兼務しており、当社は同社との間に原材料仕入等の取引があります。他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 近藤章氏は、2018年11月27日付で株式会社ディーカレットの社外取締役に就任予定であります。
3. 松本晃氏及び近藤章氏は、社外取締役候補者であります。
4. 松本晃氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。
5. 当社は、松本晃氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、近藤章氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、藤尾益雄氏及び松本晃氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、安島一史氏及び近藤章氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
8. 株式会社神明は、2018年10月1日付で商号を株式会社神明ホールディングスに変更しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役市毛由美子氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査等委員である取締役川島育也氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任されますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

また、本議案について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	属性
1	市毛由美子	取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
2	納塚 善宏	—	新任 社外 独立

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	いちげゆみこ 市毛由美子 (1961年3月13日生) <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社 外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立役員</div>	1989年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1989年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2007年12月 のぞみ総合法律事務所パートナー(現任) 2009年4月 第二東京弁護士会副会長 2010年9月 日本弁護士連合会事務次長 2012年6月 NECネッツエスアイ株式会社社外取締役 2014年5月 イオンモール株式会社社外監査役(現任) 2014年12月 三洋貿易株式会社社外取締役(監査等委員) 2016年12月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2018年6月 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社社外 取締役(現任) (重要な兼職の状況) のぞみ総合法律事務所パートナー イオンモール株式会社社外監査役 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社社外取締役	0株
	監査等委員である社 外取締役候補者とし た理由	弁護士としての豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、企 業法務にも精通しており、これらを当社の監査等に活かしてい ただきたいため、引き続き、監査等委員である社外取締役候補 者としました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法 で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由によ り監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行す ることができるものと判断しております。	

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	のう つが よし ひろ 納 塚 善 宏 (1953年3月21日生) 新任 社外 独立役員	1976年4月 参天製薬株式会社入社 1999年12月 同社経理・財務グループグループマネージャー 2002年1月 同社コーポレートプランニング・ファイナンスグループグループマネージャー 2004年10月 同社コンプライアンスグループグループマネージャー 2006年5月 同社企画本部副本部長 2006年7月 同社執行役員計画統制本部長 2008年10月 同社執行役員社会・環境担当 2010年6月 同社常勤監査役 2016年6月 同社顧問	0株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由	参天製薬株式会社における長年にわたる経理・財務及びコンプライアンスに関する豊富な知識と実務経験を有しており、また同社において監査役を務め、監査実務にも精通していると考えられることから監査等委員である社外取締役候補者としてしました。	

- (注) 1. 両候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 市毛由美子氏及び納塚善宏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 市毛由美子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年となります。
4. 当社は、市毛由美子氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、納塚善宏氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、市毛由美子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、納塚善宏氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以上

(提供書面)

事業報告

(2017年10月1日から
2018年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善が続く中で、個人消費も持ち直しの傾向にあるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米中の通商問題や各国の保護主義政策の台頭など、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、原材料価格の上昇や人手不足によるコスト増加に加え、相次ぐ自然災害や天候不順による影響など、引き続き厳しい経営環境で推移しました。

このような状況の中、当社グループでは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」を使命として、美味しいすしを通じてより多くの皆さまに驚きと感動を感じていただきたいという願いに向けて、商品開発、店内調理、安心・安全の取り組み及びサービスの向上に取り組んでまいりました。

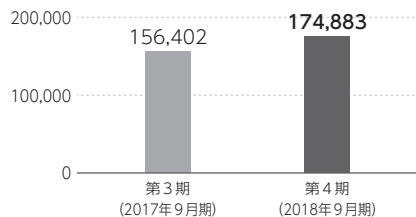
また、店舗開発につきましては、41店舗出店（国内36店舗、海外5店舗）したことにより、当連結会計年度末の店舗数は、国内513店舗、海外12店舗の合計525店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益174,883百万円（前連結会計年度比11.8%増）、営業利益11,718百万円（前連結会計年度比27.3%増）、税引前利益11,508百万円（前連結会計年度比27.9%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益7,991百万円（前連結会計年度比14.9%増）となりました。

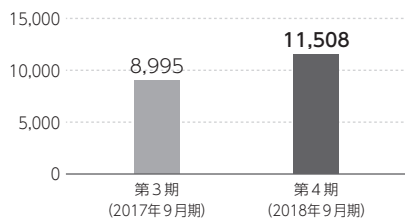
また、調整後当期利益は8,053百万円（前連結会計年度比24.4%増）となりました。

(注) 調整後当期利益＝当期利益＋経営統合関連費用＋税効果調整等

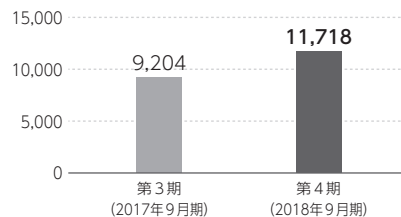
売上収益 (単位：百万円)



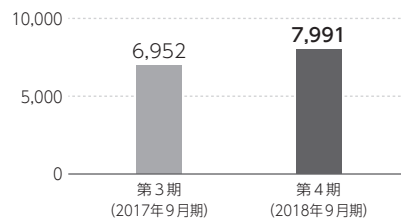
税引前利益 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位：百万円)



② 設備投資の状況

当連結会計年度は、グループ全体で41店舗出店（国内36店舗、海外5店舗）いたしました。その結果、当連結会計年度末における店舗数は、すべて直営で国内513店舗、海外12店舗の合計525店舗となりました。

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は、6,390百万円となりました。主な内訳は、有形固定資産5,464百万円、敷金及び保証金632百万円、無形資産294百万円です。

なお、上記金額には、消費税は含まれておりません。

③ 資金調達の状況

新規の資金調達はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 (2015年 9月期)	第 2 期 (2016年 9月期)	第 3 期 (2017年 9月期)	第 4 期 (2018年 9月期)
売上収益 (百万円)	136,174	147,702	156,402	174,883
営業利益 (百万円)	6,888	7,509	9,204	11,718
税引前利益 (百万円)	5,226	4,692	8,995	11,508
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	3,826	3,184	6,952	7,991
基本的 1 株当たり当期利益 (円)	54.79	90.11	253.16	276.93
資産合計 (百万円)	116,472	122,356	125,562	132,062
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	46,712	24,922	31,853	40,835
1 株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	665.99	892.43	1,145.36	1,435.99

(注) 1. 第3期より、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいて連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第1期及び第2期のIFRSに基づいた諸数値もあわせて記載しております。

2. 当社は、2016年12月22日付で普通株式590株を1株にする株式併合を実施しております。基本的1株当たり当期利益については、第1期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、当該株式併合後の発行済株式数により算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業の内容
株式会社あきんどスシロー	100百万円	100.0	すし事業
株式会社スシロークリエイティブダイニング	10百万円	100.0	すし事業
Sushiro Korea, Inc.	18,360百万ウォン	100.0	すし事業
Sushiro Taiwan Co., Ltd.	269百万台湾ドル	100.0	すし事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社あきんどスシロー
特定完全子会社の住所	大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	33,891百万円
当社の総資産額	59,975百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」という使命の下に、高品質な食材の仕入れ、鮮度管理の徹底、店内調理へのこだわり、きめ細やかな清掃・接客により、地域に喜ばれる店舗を作ってまいりました。今後、国内のみならず海外も含めたお客様に、一層喜ばれ必要とされる店舗づくりのため、顧客ニーズへの柔軟な対応、より強固な組織体制の整備、市場競争力の向上が必要であると認識しており、以下の重点施策に取り組んでいく所存であります。

① 国内スシロー業態の拡大継続

イ. 新規出店

当社グループは、これまで西日本を中心として「スシロー」を郊外のロードサイドを中心に新店を出店してきましたが、将来的に国内の人口減少や出店余地の減少が予測されることから、西日本に加え出店余地の多い首都圏を含む東日本や、既に展開している地域における都市部への出店もより本格化してまいります。さらに、駅ビル・ショッピングモールにおけるフードコートなど、お客様の動向に合わせた多様なエリアでスシローを展開することで、国内新規出店の拡大を継続いたします。

ロ. 既存店の収益力強化

当社グループは、他社とのサービスの一層の差別化を図り、既存店の収益力を強化することが重要であると認識しております。

(i) 来店客数の増加

当社グループの優位性は、創業以来「うまさ」にこだわり、それを維持してきたことにあります。店舗数を拡大していくにつれ、各店舗における高い満足度を提供するためにサービスの均一化を図ってきた一方で、今後はより地域特性に応じたサービスの提供、キャンペーンやオリジナル商品の投入、PR戦略を推進することで既存店舗の来店客数の増加を図ってまいります。

また、カフェ、夜飲みといった利用シーンを拡大していくことで顧客の再来店を促していくほか、アイドルタイムにおける稼働率の向上やスマートフォンアプリを活用した「まいどポイント」等の顧客満足度・顧客ロイヤリティ向上施策を実施することで来店客数の更なる増加を図ってまいります。

(ii) 定番商品への取り組み

当社グループでは、競合他社との差別化、効率化を求めてきましたが、改めて「うまさ」に対するこだわりを見つめ直すことが重要であると考えております。特に強みである店内調理に着目し、あえて手間をかけること、当社グループの調達力を活かしてうまい部位を使用すること等により商品に磨きをかけ、お客様の期待する本格的なすしの味や食感を提供することで差別化することに注力してまいります。また、これらを実行するために体系化された研修制度や従業員の定着率向上によって店内調理ノウハウを蓄積し、研鑽を積んだ従業員が店内調理を担当することで高品質な商品の提供に取り組んでまいります。

(iii) 顧客ニーズへの対応

アプリの登録者情報、店舗での発券等の顧客情報に基づき、お客様の特性に応じたサービスの提供、客単価の向上、オリジナルメニューの強化を推進してまいります。

また、オンライン注文システムの改善やテイクアウト専用メニューの導入を実施することでテイクアウトニーズへの対応を更に推進していくほか、ICチップ内蔵の皿を用いたビッグデータ分析やタッチパネル注文システムの改善などITシステムを活用することで高品質な接客・サービスで顧客ニーズに対応してまいります。

このほか、お客様等からのアンケートや外部業者を活用した店舗サービスの評価を利用し、店舗ごとの課題を特定、改善することでオペレーションの改善を図ってまいります。

(iv) コストの最適化

中長期的にインフレによる原材料費、人件費等の市況推移によるコスト上昇が想定されております。当社グループにおいては、インフレの影響を受けやすい費用項目は当社グループのコストに大きな影響を与えることが考えられるため、食材調達にあたって本社一括調達によるスケールメリットを図る、取引先との協力体制・長期的な関係構築を図るなどして調達コストの削減や価格の安定化に努めてまいります。また、人件費については、機材による自動化を含む店舗オペレーションの効率化や従業員の教育、標準化による生産性の向上、社員業務のパートタイマー及びアルバイトへの移管等により、人件費の最適化に取り組んでまいります。

② 新業態によるすし周辺市場の開拓

当社グループはすし事業において成長を続けておりますが、当社グループが培ってきた調達力、オペレーション力はすし周辺市場においても事業創出機会を生み出せるものであり、国内における新しい成長軸として大衆寿司居酒屋である「杉玉」を始めとした、すし周辺市場での事業展開強化を積極的に図っていくほか、更に新しい業態開発にもチャレンジしてまいります。

③ 海外事業展開の本格化

当社グループは、韓国、台湾に店舗を展開しており、海外事業の拡大は今後当社グループの重要な成長要素であります。スシローの「うまいすし」をより一層海外に広げていくために海外事業展開を本格化させ、東アジア、東南アジア、北米等を始めとする市場規模・成長性のある市場に対して事業拡大の機会を積極的に図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2018年9月30日現在)

当社は、持株会社として当社グループの経営方針策定・経営管理を担当しており、当社グループは、当社及び連結子会社5社で構成され、直営方式による回転すし店のチェーン展開を主たる事業としております。

当社グループは、すし事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」を使命として、国内では「スシロー」ブランドにて直営方式による回転すし店を中心に展開し、海外では韓国、台湾で直営方式による回転すし店を展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2018年9月30日現在)

① 当社

本	社	大阪府吹田市
---	---	--------

② 子会社

株式会社あきんどスシロー	本社	大阪府吹田市
	店舗	東日本エリア 272店舗 西日本エリア 237店舗
株式会社スシロークリエイティブダイニング	本社	大阪府吹田市
	店舗	4店舗
Sushiro Korea, Inc.	本社	韓国ソウル市
	店舗	10店舗
Sushiro Taiwan Co., Ltd.	本社	台湾台北市
	店舗	2店舗

(7) 使用人の状況 (2018年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
すし事業	1,632 (17,523) 名	235名増 (1,152名増)

- (注) 1. 当社グループはすし事業の単一セグメントであるため、セグメント別の使用人数の記載はしていません。
2. 使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイト）は、最近1年間の平均人員を1日8時間換算で（ ）内に外数で記載しております。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて235名増加しておりますが、主として台湾での事業拡大に伴う新規採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52 (5) 名	4名増 (2名増)	41歳	2.0年

- (注) 1. 当社はすし事業の単一セグメントであるため、セグメント別の使用人数の記載はしていません。
2. 使用人数は、就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイト）は、最近1年間の平均人員を1日8時間換算で（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年9月30日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	18,031
株式会社三菱UFJ銀行	18,031
株式会社みずほ銀行	9,015

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2018年9月30日現在)

- | | |
|---------------|--------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 109,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 29,012,496株 (自己株式62株を含む) |
| ③ 株主数 | 25,805名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 神 明	9,493,035	32.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,532,300	5.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,450,600	4.99
全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,111,100	3.82
H S B C - F U N D S E R V I C E S C L I E N T S A / C 5 0 0 H K M P F 1 0 P C T P O O L	453,000	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	421,300	1.45
サ ン ト リ ー 酒 類 株 式 会 社	416,600	1.43
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	325,800	1.12
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	318,926	1.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	308,000	1.06

(注) 1. 持株比率は自己株式 (62株) を控除して計算しております。

2. 株式会社神明は、2018年10月1日付で商号を株式会社神明ホールディングスに変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 1 2 回 新 株 予 約 権	第 1 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2016年9月29日	2018年1月18日
新株予約権の数(個)	50,000,000	367
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 33,305株 (新株予約権1個につき0.0006661株)	普通株式 36,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額(円)	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	(注) 2
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	普通株式1株当たり 3,493.39円	普通株式1株当たり 1円
権 利 行 使 期 間	自 2019年9月30日 至 2021年9月30日	自 2018年2月3日 至 2058年2月2日
行 使 の 条 件	(注) 1	(注) 3
役 員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く)	
	新株予約権の数 50,000,000個 目的となる株式数 33,305株 保有者数 1名	新株予約権の数 257個 目的となる株式数 25,700株 保有者数 4名

(注) 1. 第12回新株予約権の行使の条件

(1) 以下の用語の定義は、それぞれ以下に定めるとおりとします。

- ① 「スシロー株式」とは、当社が所有する株式会社あきんどスシローの株式を意味します。
- ② 「スシロー売却」とは、スシロー株式の所有権の譲渡（単一の取引によるか、関連する一連の取引によるかを問いません。）であって、かかる譲渡の購入予定者（及び本関連当事者。ただし、当社、当社の関連会社又は担保実行買主を除きます。）（以下「スシロー購入予定者」といいます。）が、発行済み普通株式の50%以上を保有することになる結果をもたらすもの、又は株式会社あきんどスシローの資産の大部分を売却するものをいいます。
- ③ 「CEIL」とは、Consumer Equity Investments Limitedを意味します。
- ④ 「本普通株式」とは、当社の普通株式を意味します。
- ⑤ 「本関連当事者」とは、関連当事者又は共同保有者を意味します。
- ⑥ 「担保実行買主」とは、シンジケート団が本件担保権を実行したこと（帰属清算、処分清算及び任意売却を問いません。以下同じ。）に伴って株式を買い受ける買主を意味します。
- ⑦ 「上場」とは、上場証券市場において、当社、又はその子会社のいずれかの株式取引を行うための上場許可をいいます。

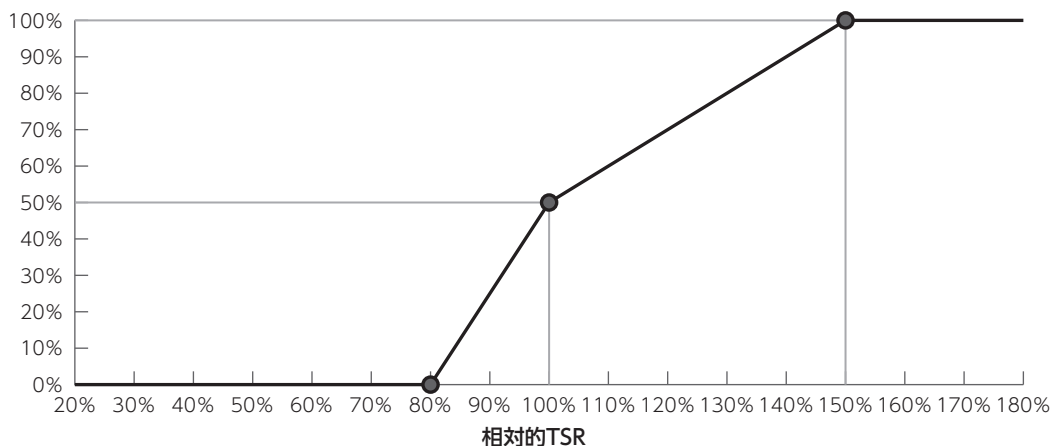
- ⑧ 「本件売却」とは、以下のいずれかの場合を意味します。
- ・CEILが所有する本普通株式の所有権の譲渡（単一の取引によるか、関連する一連の取引によるかを問いません。）であって、かかる譲渡の購入予定者（及び本関連当事者。ただし、CEIL、CEILの関連会社又は担保実行買主を除きます。）（以下「当社購入予定者」といいます。）が、発行済みの本普通株式の50%以上を保有することになる結果をもたらすもの
 - ・CEILの支配権の変更、即ち、P 4 Sub Continuing L.P. 1、Permira IV Continuing L.P.、Permira Investments Limited及びP 4 Co-Investment L.P.が、合計して、直接又は間接にCEILの発行済み株式の50%以上を保有しないことになる結果をもたらすもの（CEILの支配権の変更をもたらすCEILの発行済み株式の譲渡の購入予定者を、以下「CEIL購入予定者」といいます。）
- ⑨ 「購入予定者」とは、スシロー購入予定者、CEIL購入予定者又は当社購入予定者を意味します。
- ⑩ 「本件担保権」とは、(i) CEILがその所有する本普通株式に設定した担保権と実質上同じ条件で、本新株予約権の行使により発行される本普通株式に対して設定される担保権、及び(ii)当社がスシロー株式に設定する担保権を意味します。
- ⑪ 「シンジケート団」とは、(旧) 株式会社あきんどスシローの株式取得に伴う取引のために又は当該取引に関連して当社、株式会社あきんどスシロー又はCEIL若しくはCEILの関係会社が資金調達（当該資金調達に基づく借入金を弁済するために行う資金調達及びそれに伴いその他の目的のために行う資金調達を含みます。）を行った銀行、金融機関その他の債権者を意味します。
- (2) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」といいます。）は、以下のいずれかに該当する場合に限り、本新株予約権を行使できるものとします。ただし、下記(3)に定める場合はこの限りではありません。
- ① 本普通株式が上場した場合
 - ② スシロー売却に関する拘束力のある契約（条件付きか、そうではないかを問いません。）が締結され、かつ、CEILが本新株予約権者に対して本新株予約権の行使の意思を確認するための通知を行った場合
 - ③ 本件売却に関する拘束力のある契約（条件付きか、そうでないかを問いません。）が締結されるか、又はCEILがその企業集団の組織再編のために必要であると判断した場合に、CEIL又は本件売却における売却当事者が、CEIL及び本新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約に従い、本新株予約権者に対してその保有する本新株予約権のすべてを行使することを書面により通知した場合
- (3) 本新株予約権者（②の場合においてはその相続人）は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができません。ただし、本(3)は本新株予約権者がCEILである場合には適用されません。
- ① 本新株予約権者が当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合（ただし、当社の取締役会が行使を承認した場合はこの限りではありません。）
 - ② 本新株予約権者が死亡した場合

- ③ 本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、若しくは自らこれを申し立てた場合
 - ④ 本新株予約権者が、当該者に適用される当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の社内規程に違反する行為を行ったと当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社取締役会が判断した場合
 - ⑤ 本新株予約権者が、当該者の従業員の地位について適用される又は仮に従業員の地位を有するとすれば適用される、当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の就業規則に違反する行為を行い、減給、出勤停止、降格、諭旨解雇又は懲戒解雇等の対象となり得ると当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の取締役会が判断した場合
 - ⑥ 本新株予約権者に不正行為又は職務上の義務違反若しくは懈怠があった場合
 - ⑦ 本新株予約権者が当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の事前の書面による承諾を得ないで当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等のアドバイザー又は役員その他経営管理にあたる地位に就任することを含みます。）を行った場合
 - ⑧ 新株予約権割当契約又は本新株予約権者が当事者である委任契約の定めにより本新株予約権者が違反した場合
 - ⑨ 本件担保権が実行された場合
- (4) 1個の本新株予約権の一部を行使することはできません。
2. 第14回新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日において一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定される本新株予約権の公正な評価額と同額とします。なお、当社は、当社の取締役及び執行役員として本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺し、当社子会社の取締役及び執行役員として本新株予約権の割当てを受ける者に対しては、当社子会社より本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給した上で、当社が当該金銭報酬請求権を債務引受し、本新株予約権の払込金額の払込債務と相殺することとします。
3. 第14回新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権者は、行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。
 - (2) 本新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、割当てを受けた新株予約権の数に、相対的TSR（本新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの絶対的TSR（割当日から3年を経過する日の属する月の前月の各日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値に、割当日から3年を経過する日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算し、本新株予約権の割当日の属する月の各日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して

算定した値)をTOPIX成長率(割当日から3年を経過する日の属する月の前月の各日の東証株価指数(以下「TOPIX」といいます。)の終値平均値を、本新株予約権の割当日の属する月の各日のTOPIXの終値平均値で除して算定した値をいいます。)で除して算定した値)に応じて下記のグラフに基づき算出される権利確定率を乗じて得られる数とします。なお、この計算において、終値平均値は、小数第2位を四捨五入します。

ただし、新株予約権を引き受ける者の役位に応じて、権利確定率の下限は16.60%~27.66%(以下「下限権利確定率」といいます。)とし、就任より1年以内に退任する場合には下限権利確定率は調整されます。また、絶対的TSRが1(100%)を下回った場合又は期末の株価が期首の株価を下回った場合には、下限権利確定率が適用されます。

権利確定率



- (3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできません。
 - (5) 1個の本新株予約権の一部を行使することはできません。
4. 社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名 称	第 1 4 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	2018年1月18日	
新株予約権の数(個)	367	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 36,700株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額(円)	上記(注)2と同じ。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	普通株式1株当たり 1円	
権 利 行 使 期 間	自 2018年2月3日 至 2058年2月2日	
行 使 の 条 件	上記(注)3と同じ。	
使 用 人 等 へ の 交 付 状 況	新株予約権の数 110個 目的となる株式数 11,000株 保有者数 5名	

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2018年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	水 留 浩 一	株式会社あきんどスシロー代表取締役社長 Sushiro Korea, Inc. 理事 株式会社スシロークリエイティブダイニング代表取締役 Sushiro Taiwan Co., Ltd. 董事
取 常 務 執 行 役 員	木 下 嘉 人	総務部管掌 株式会社あきんどスシロー取締役常務執行役員
取 執 行 締 役 員	堀 江 陽	株式会社あきんどスシロー取締役執行役員商品本部長 株式会社スシロークリエイティブダイニング取締役
取 執 行 締 役 員	新 居 耕 平	株式会社あきんどスシロー取締役執行役員営業本部長
取 締 役	藤 尾 益 雄	株式会社神明代表取締役社長 元気寿司株式会社取締役会長 株式会社ウーケ代表取締役会長 東果大阪株式会社取締役会長 株式会社神戸まるかん代表取締役会長
取 締 役	森 竜 哉	株式会社神明上席執行役員 株式会社SABAR PLUS代表取締役社長
取 締 役	ポ ー ル ・ ク オ	
取 締 役	松 本 晃	前田工織株式会社取締役 株式会社イー・ウーマン社外取締役 カルビー株式会社シニアチェアマン RIZAPグループ株式会社代表取締役COO Inagora株式会社社外取締役
取 (監 査 締 等 委 員) 役	川 島 育 也	株式会社あきんどスシロー監査役 税理士法人川島総合事務所代表社員 ブレイクスルー・サポート株式会社代表取締役 公認会計士川島育也事務所代表 株式会社藤商事社外監査役
取 (監 査 締 等 委 員) 役	豊 崎 賢 一	株式会社一豊代表取締役
取 (監 査 締 等 委 員) 役	市 毛 由 美 子	のぞみ総合法律事務所パートナー イオンモール株式会社社外監査役 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 株式会社神明は、2018年10月1日付で商号を株式会社神明ホールディングスに変更しております。
2. 取締役ポール・クオ氏及び松本晃氏並びに取締役（監査等委員）川島育也氏及び市毛由美子氏は、社外取締役であります。
3. ①取締役ポール・クオ氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ②取締役（監査等委員）川島育也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役ポール・クオ氏及び松本晃氏並びに取締役（監査等委員）川島育也氏及び市毛由美子氏を株式会社東京証券取引の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査等委員会の職務を補助する常勤の内部監査担当者を配置しているため、常勤の監査等委員の選定は行っておりませんが、取締役（監査等委員）川島育也氏は、重要な社内会議への出席等による日常的な情報収集及び情報の共有を行っており、内部監査部門と監査等委員会との十分な連携をとっております。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。2018年9月30日現在の取締役兼務を除く執行役員の氏名及び担当は、以下のとおりであります。

地	位	氏	名	担	当	
執	行	清	水	敬	太	財務経理管掌
執	行	加	藤	広	慎	海外事業管掌
執	行	小	河	博	嗣	経営企画管掌

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9名 (2名)	364百万円 (105百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	27百万円 (20百万円)
合 計 （うち社外取締役）	13名 (5名)	391百万円 (125百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額は、当事業年度において支払われたか否かにかかわらず、当社が当事業年度において費用計上した金額（会計上の見積条件をもとに費用化した金額を含みます。）をもとに記載しているため、当事業年度における実際の支給額とは異なります。
2. 当事業年度に当社役員に就任しておりました取締役15名（なお、期末現在の人員は取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名、監査等委員である取締役3名であります。）のうち取締役4名については無報酬であります。
3. 2015年12月16日開催の当社第1期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額は年額100百万円以内とそれぞれご承認いただいております。また、2016年12月15日開催の第2期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して無償で提供する社宅の賃料相当額として月額1百万円以内にご承認いただいております。
4. 2017年12月21日開催の当社第3期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額200百万円以内の範囲で発行することにつきご承認いただいております。
5. 取締役の報酬等の額には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名に対するストックオプションの買取による報酬額90百万円が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況 及 び 兼 職 先 と の 関 係 等
取 締 役	松 本 晃	前田工織株式会社取締役、株式会社イー・ウーマン社外取締役、カルビー株式会社シニアチェアマン、RIZAPグループ株式会社代表取締役COO、及びInagora株式会社社外取締役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	川 島 育 也	当社子会社である株式会社あきんどスシローの監査役であります。当社は同社との間で業務委託契約及び出向契約に基づく取引があります。また、税理士法人川島総合事務所代表社員、ブレイクスルー・サポート株式会社代表取締役、公認会計士川島育也事務所代表、及び株式会社藤商事社外監査役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	市 毛 由 美 子	のぞみ総合法律事務所パートナー、イオンモール株式会社社外監査役、及び伊藤ハム米久ホールディングス株式会社社外取締役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	ポ ー ル ・ ク オ	当事業年度に開催された取締役会15回のうち監査等委員として3回及び社外取締役として12回すべてに出席しました。また、当事業年度のうち監査等委員である期間中に開催された監査等委員会4回すべてに出席しました。金融機関における実務経験と幅広い見識を活かし、当社の経営に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	松 本 晃	2017年12月21日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席しました。経営者としての高い見識を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	川 島 育 也	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに、監査等委員会17回すべてに出席しました。公認会計士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	市 毛 由 美 子	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに、監査等委員会17回すべてに出席しました。弁護士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

(注) 1. 当社及び会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人より、主に財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価に係る助言業務を受けております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合によるほか、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する場合又は監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じたときは、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議事項とすることを取締役会に請求するとともに、取締役会は本件について審議し適切な対応を図ってまいります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、恒常的な業績向上と、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針とし、配当については、業績及び内部留保の充実等を総合的に勘案しながら、業績に連動した年1回の剰余金配当を実施する方針です。

内部留保資金については、経営基盤の強化に向けた諸施策の実施のための積極的な投資等の原資として充当してまいります。

連結財政状態計算書

(2018年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債 及 び 資 本	
流 動 資 産	16,528	負 債	
現金及び現金同等物	12,386	流 動 負 債	30,793
営業債権及びその他の債権	1,634	営業債務及びその他の債務	18,589
棚卸資産	1,343	借入金	4,132
その他の金融資産	280	未払法人所得税	1,759
その他の流動資産	886	その他の金融負債	1,724
非 流 動 資 産	115,534	引当金	1,927
有形固定資産	22,595	その他の流動負債	2,662
のれん	30,371	非 流 動 負 債	60,435
無形資産	54,688	営業債務及びその他の債務	39
敷金及び保証金	7,304	借入金	40,696
その他の金融資産	108	その他の金融負債	1,447
その他の非流動資産	467	引当金	1,778
資 産 合 計	132,062	繰延税金負債	16,459
		その他の非流動負債	16
		負 債 合 計	91,227
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	40,835
		資本金	100
		資本剰余金	15,863
		利益剰余金	25,663
		自己株式	△0
		その他の資本の構成要素	△790
		資 本 合 計	40,835
		負 債 及 び 資 本 合 計	132,062

連結損益計算書

(2017年10月1日から
2018年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	174,883
売 上 原 価	△84,132
売 上 総 利 益	90,751
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△78,539
そ の 他 の 収 益	69
そ の 他 の 費 用	△563
営 業 利 益	11,718
金 融 収 益	147
金 融 費 用	△356
税 引 前 利 益	11,508
法 人 所 得 税 費 用	△3,518
当 期 利 益	7,990
当 期 利 益 の 帰 属 :	
親 会 社 の 所 有 者	7,991
非 支 配 持 分	△1

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結持分変動計算書

(2017年10月1日から
2018年9月30日まで)

(単位：百万円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式
2017年10月1日残高	100	13,573	17,730	△0
当 期 利 益			7,991	
その他の包括利益				
当期包括利益合計	-	-	7,991	-
減 資	△1,715	1,715		
新株予約権の行使	1,715	1,811		
新株予約権の取得				
株式に基づく報酬取引			1	
配 当 金		△1,236		
支配の喪失を伴わない子会社 に対する所有持分の変動			△59	
所有者との取引額合計	-	2,290	△58	-
2018年9月30日残高	100	15,863	25,663	△0

	その他の資本の 構成要素	親会社の所有者に 帰属する持分合計	非支配持分	資 本 合 計
2017年10月1日残高	450	31,853	△53	31,800
当 期 利 益		7,991	△1	7,990
その他の包括利益	△11	△11	△4	△15
当期包括利益合計	△11	7,979	△5	7,975
減 資		-		-
新株予約権の行使	△239	3,287		3,287
新株予約権の取得	△1,006	△1,006		△1,006
株式に基づく報酬取引	16	17		17
配 当 金		△1,236		△1,236
支配の喪失を伴わない子会社 に対する所有持分の変動		△59	58	△2
所有者との取引額合計	△1,229	1,003	58	1,061
2018年9月30日残高	△790	40,835	-	40,835

貸借対照表

(2018年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,914	流動負債	5,364
現金及び預金	724	1年以内返済予定の 長期借入金	4,168
関係会社短期貸付金	4,168	未払金	270
前払費用	5	未払費用	12
繰延税金資産	119	未払法人税等	661
その他	1,902	預り金	24
貸倒引当金	△3	賞与引当金	103
		役員賞与引当金	116
		その他	10
固定資産	53,061	固定負債	40,930
有形固定資産	0	長期借入金	40,909
建物	0	その他	21
工具、器具及び備品	0		
無形固定資産	3	負債合計	46,294
ソフトウェア	3	(純資産の部)	
投資その他の資産	53,057	株主資本	14,437
投資有価証券	50	資本金	100
関係会社株式	35,271	資本剰余金	11,962
関係会社長期貸付金	17,586	資本準備金	1,740
繰延税金資産	92	その他資本剰余金	10,222
その他	58	利益剰余金	2,376
		その他利益剰余金	2,376
資産合計	59,975	繰越利益剰余金	2,376
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	92
		繰延ヘッジ損益	92
		新株予約権	△848
		純資産合計	13,681
		負債・純資産合計	59,975

損 益 計 算 書

(2017年10月 1 日から
2018年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		414
営 業 費 用		1,294
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,294
営 業 損 失		879
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	304	
受 取 配 当 金	4,573	
そ の 他	14	4,892
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	133	
経 営 統 合 関 連 費 用	80	
そ の 他	20	233
経 常 利 益		3,779
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	968	968
税 引 前 当 期 純 利 益		2,811
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△198	
法 人 税 等 調 整 額	△27	△225
当 期 純 利 益		3,036

株主資本等変動計算書

(2017年10月1日から
2018年9月30日まで)

(単位：百万円)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	100	25	9,743	9,768	△660	△660	△0	9,207	
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益					3,036	3,036		3,036	
減 資	△1,715		1,715	1,715				-	
新株予約権の行使	1,715	1,715		1,715				3,430	
配 当 金			△1,236	△1,236				△1,236	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	-	1,715	479	2,194	3,036	3,036	-	5,230	
当 期 末 残 高	100	1,740	10,222	11,962	2,376	2,376	△0	14,437	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	98	98	276	9,581
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				3,036
減 資				-
新株予約権の行使				3,430
配 当 金				△1,236
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6	△6	△1,124	△1,130
当 期 変 動 額 合 計	△6	△6	△1,124	4,100
当 期 末 残 高	92	92	△848	13,681

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年11月12日

株式会社スシローグローバルホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳 野 大 二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スシローグローバルホールディングスの2017年10月1日から2018年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社スシローグローバルホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年11月12日

株式会社スシローグローバルホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳野 大二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スシローグローバルホールディングスの2017年10月1日から2018年9月30日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年10月1日から2018年9月30日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年11月15日

株式会社スシローグローバルホールディングス

監査等委員会

監査等委員 川 島 育 也 ㊞

監査等委員 豊 崎 賢 一 ㊞

監査等委員 市 毛 由美子 ㊞

(注) 監査等委員川島育也及び市毛由美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

株主総会 会場：ハービスHALL

大阪市北区梅田二丁目5番25号 ハービスOSAKA地下2階

<https://www.herbis-hall.com/>



※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまぢがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。